

日田市規則第30号

日田市災害等による被災者に対する市税の減免に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月14日

日田市長 原 田 啓 介

日田市災害等による被災者に対する市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

日田市災害等による被災者に対する市税の減免に関する規則（平成28年規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
<p>（個人の市民税の減免）</p> <p>第3条 市長は、災害等により個人の市民税の納税義務者が、次の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった者に対しては、個人の市民税を同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。</p>		<p>（個人の市民税の減免）</p> <p>第3条 市長は、災害等により個人の市民税の納税義務者が、次の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった者に対しては、個人の市民税を同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。</p>	
事由	軽減又は免除の割合	事由	軽減又は免除の割合
死亡したとき	全部	死亡したとき	全部
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項	10分の9	障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項	10分の9

第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)となつたとき

第4条 市長は、個人の市民税の納税義務者（法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財（自己が居住する場合に限る。）につき災害等により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には当該金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下であるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、個人の市民税を同表の

第9号に規定する障害者をいう。以下同じ。)となつたとき

第4条 市長は、個人の市民税の納税義務者（法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財（自己が居住する場合に限る。）につき災害等により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には当該金額を含む。以下同じ。）が1,000万円以下であるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、個人の市民税を同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

略

附 則

1～4 略

(令和2年7月豪雨における特例)

5 令和2年7月豪雨により被災した場合における個人の市民税の減免は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 市長は、納税義務者の居住に係る住宅につき当該災害により受けた損害の程度が全壊、大規模半壊若しくは半壊であるもの又は居住に係る住宅の家財につき当該災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)が当該家財の価格の10分の2以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、個人の市民税を同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額

軽減又は免除の割合

略

附 則

1～4 略

	損害の程度が半壊若しくは大規模半壊又は10分の2以上10分の5未満のとき	損害の程度が全壊又は10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

(2) 市長は、納税義務者（法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財（当該同一生計配偶者又は当該扶養親族が居住する場合に限る。）につき当該災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が、当該住宅又は家財の価格の10分の2以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、個人の市民税を同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が10分の2以上10分の5未満のとき	損害の程度が10分の5以上のとき

	き	
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1
<u>6 前項の規定による減免の対象となる個人の市民税は、令和2年度分の個人の市民税であって、令和2年7月6日から令和3年3月31日までの間に納期の末日の到来するものとする。</u>		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日田市災害等による被災者に対する市税の減免に関する規則附則第5項及び第6項の規定は、令和2年7月6日以後に申請のあった個人の市民税の減免について適用する。